

経常建設共同企業体としての競争参加者の資格に関する公示

令和7・8年度における国土交通省北海道開発局の所掌する建設工事に係る経常建設共同企業体としての一般競争（指名競争）参加者の資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示する。

令和7年3月7日

北海道開発局長 坂場 武彦

1 工事区分

区 分	等級格付	区 分	等級格付
一般土木	有	電気	有
建築	有	塗装	無
舗装	有	造園	無
鋼橋上部	無	防水加工	無
P S コンクリート	無	さく井	無
しゅんせつ	無	グラウト	無
機械装置	無	維持	無
管	有		

2 受付の時期及び場所

(1) 受付時期

	受 付 期 間	資格の有効期間
第1回	令和7年3月7日～令和7年3月18日	令和7年4月1日から単体企業としての資格の有効期間が満了する日まで
第2回	令和7年3月19日～令和7年3月31日	令和7年4月11日から単体企業としての資格の有効期間が満了する日まで
第3回	令和7年4月1日～令和7年4月30日	令和7年5月21日から単体企業としての資格の有効期間が満了する日まで

注1 第4回以降の受付は、第3回の受付期間と同様に月1回行う。

注2 持参による受付は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。

注3 持参による受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 受付場所等

〒060 - 8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎17階

北海道開発局事業振興部工事管理課企画係

メールアドレス hkd-ky-koukankikaku@ki.mlit.go.jp

3 申請の方法

(1) 申請書等の入手方法

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（経常建設共同企業体）」（以下「申請書」という。）及び「経常建設共同企業体基本協定書」（以下「基本協定書」という。）は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

(2) 申請書の提出方法

申請書及び基本協定書（写）を各 1 部持参、書留郵便又は電子メールにより提出すること。ただし、書留郵便の場合にあっては、封筒の表側の左下に朱書きで「JV 資格審査申請書在中」と明記すること。なお、郵送の場合の受付日は消印された日とする。

また、次期の定期の競争参加資格の決定日までに合併を行う経常建設共同企業体にあっては、合併計画を明らかにした書面を添付すること。

4 構成員の要件

(1) 構成員の数

構成員の数は、2 又は 3 社とする。

(2) 構成員の組合せ

- ① 資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の会社若しくは個人による組合せであること。
- ② 等級格付がある者の組合せは、同一等級又は直近等級に格付けされた者による。ただし、構成員間の格差が円滑な共同施工を確保するために支障がないと認められる場合には、直近二等級までに格付された下位業者との組合せとすることができる。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすこと。

- ① 競争参加を希望する工事区分に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が 3 年以上あること。ただし、相当の施工実績を有しており、円滑かつ確実な共同施工が確保できると認める場合においては、許可を受けてから営業年数が 3 年未満であっても、これと同等として取扱うことができる。
- ② 競争参加を希望する工事区分を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績があること。ただし、元請としての実績がない構成員が、当該工事を円滑かつ確実に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあっては、下請としての実績があること。
- ③ 工事 1 件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に定める金額にあっては、すべての構成員が発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者（地域における分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すこととなると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を工事現場に専任で配置し得ること。ただし、工事 1 件の請負代金額が同項に定める金額の 3 倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は兼任で配置することができる。

(4) 結成方法及び数

結成方法及び数は、次の各号のとおりとする。

- ① 自主結成とする。
- ② 一の企業が一の発注機関（本局及び各開発建設部ごと）に結成することができる共同企業体の数は 1 とする。ただし、施行能力等からみて確実に継続的な協業関係を維持す

ることができる。と認められる場合にあっては、2までとすることができる。

- ③ ②により一の発注機関において複数の共同企業体を結成する場合であっても、同一工事区分における重複登録はできない。

- ④ 資格の有効期間内に共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合、その構成員は、当該資格の有効年度において、同一の発注機関における同一工事区分での共同企業体の結成は認められない。

ただし、構成員の破産、解散、廃業、合併による消滅その他のやむを得ない場合により共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合を除く。

(5) 出資比率

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率でなければならない。

(6) 代表者の要件

代表者は構成員間において決定された者とし、その出資比率は構成員間において自主的に定める。

(7) 構成員の資格要件

当該共同企業体が競争参加を希望する工事区分について、すべての構成員が申請時において有資格者であること。

5 単体企業と経常建設共同企業体との同時登録の禁止

- (1) 一の発注機関における同一工事区分かつ同一等級（等級格付がないものも含む。）での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできない。
- (2) 経常建設共同企業体が競争参加を希望する工事区分が一般土木の場合において、当該共同企業体の構成員に下位等級（C若しくはD等級をいう。以下同じ。）に格付された者がいる場合に、当該共同企業体が競争参加を希望する部局が下位等級である構成員の本店所在地を管轄する部局（管轄部局という。以下同じ。）と異なる場合には、下位等級である構成員の単体企業としての競争参加資格は、当該構成員の管轄部局に対して停止することとする。
- (3) (1)及び(2)に関わらず政府調達に関する協定が適用される工事の入札に参加する場合は、経常建設共同企業体の入札参加を認める工事を除き、当該一の企業の競争参加資格を停止させない。

6 加算調整

合併計画を明らかにした書面（次期の定期の競争参加資格の決定日までに合併契約を締結する旨が記載されたもの）を提出した場合に限り、有資格業者として決定を受けた日から令和7・8年度の競争参加資格の有効期限までの間、5%の加算調整を行う。

ただし、令和5・6年度以前に加算調整の適用を受けた経常建設共同企業体の構成員が、加算調整の適用を受けた年度の次期の定期の競争参加資格の決定の時までに合併契約を締結していない場合は、当該者を構成員の一とする経常建設共同企業体に対しては、加算調整を行わない。

また、令和5・6年度以前に加算調整の適用を受けた経常建設共同企業体の構成員が、令和7・8年度の定期の競争参加資格の決定の時より前に解散した場合（2社により構成される経常建設共同企業体のうち1社が倒産した場合等やむを得ないと認められる場合を除く。）等により、その構成員が組合せを変更し新たな経常建設共同企業体を申請してきた場合は、当該新たな経常建設共同企業体に対しては、加算調整を行わない。

7 資格の有効期間

当該共同企業体の資格を決定したときに定める有効期間の開始日から単体企業としての資格の有効期間が満了する日までとする。

8 資格審査の結果

資格審査決定通知書により通知する。

9 申請手続の照会先

北海道開発局事業振興部工事管理課企画係（電話 011－709－2311 内線 5480）